

公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があったので、次のとおり公告する。

令和五年九月二十九日

徳島県知事 後藤 田 正 純

「徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備」について次のとおり一般競争入札に付するので、公告する。

令和五年九月二十九日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

理事長 森 裕 二

一 入札に付する事項

1 業務名

徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備

2 業務内容

徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備工事図面（共通図〇〇一、意匠図〇〇一～〇五五、構造図（ヘリポート棟）〇〇一～〇二〇、構造図（ブリッジ棟）〇〇一～〇二五、電気設備図〇〇一～〇七二、機械設備図〇〇一～〇一九）及び工事内訳書に基づき、工事を行うこと。なお、本件落札後において発注者より工事内容の変更等の要望があった場合は、誠意をもって対応すること。

※図面及び内訳書等は三に示す場所及び期間にて配布する。

3 業務期限

令和六年十一月三十日（土曜日）まで。なお、発注者より工程案を三に示す場所及び期間にて配布する。

4 業務場所

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

二 入札に参加する者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

（一）地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規程実施規程」という。）に規定する徳島県の入札参加資格名簿に登録されている者又は会計規程実施規程第七条第二項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

（二）会計規程実施規程第八条の規定に該当しない者であること。

（三）入札しようとする者が、仕様書に示した要件、資格事項等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の２に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

（四）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 仕様書、入札説明書等に関する事項

1 交付場所

郵便番号 七七二・八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八・六八三・〇〇一一

ファクシミリ番号 ○八八・六八三・一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@narto-hsp.jp

2 交付期間

令和五年九月二十九日（金曜日）から同年十月十三日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時まで。

四 問合せ等について

1 問合せ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八・六八三・〇〇一一

ファクシミリ番号 ○八八・六八三・一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@narto-hsp.jp

2 問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。なお、期間については令和五年九月二十九日（金曜日）から同年十月二十七日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。ただし、入札説明書の別添二入札に関する質問書の提出期限は令和五年十月二十日（金曜日）の午後四時までとする。

五 応札仕様書等について

1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を発注者の指定する様式により作成し、期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに、提出しなければならない。応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、法人から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

(一) 提出期限

令和五年十月二十七日（金曜日）午後四時

(二) 提出場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

六 入札手続等について

1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和五年十一月二日（木曜日）午前十時

(二) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院三階会議室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法

(一) 提出期限

令和五年十一月一日（水曜日）午後五時必着

(二) 宛先

郵便番号 七七二・八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

(三) 郵送方法

二重封筒とし、入札書の中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「〇〇の入札書在中」の旨を朱書きしなければならない。

3 入札の方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際上記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもって支払う旨（公租公課の増減が生じた場合も同様とする。）を、契約書に明記するものとする。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

免除

6 契約保証金

会計規程実施規程第三十六条第一項に規定するとおりとする。ただし、会計規程実施規程第三十九条第一項に規定するいずれかに該当する者は、契約保証金の全額又は一部を免除とする。

7 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

(二) 入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

(三) 入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

(四) 入札に関し談合等の不正行為があったとき。

(五) 入札書に記名押印がないとき。

(六) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

(七) 入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

(八) その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したとき。

8 入札又は開札の中止

天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によって適切と認められた入札者であって、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

10 落札の無効

(一) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならぬ。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(二) 落札者となった者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

11 契約書作成の要否

その他

12

詳細は仕様書、入札説明書等による。